

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 126 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 127 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）の公布による。

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>

第2条 立川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 ……略……</p> <p>5 法附則第15条第<u>43項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>6 法附則第15条第<u>44項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項</u>、</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 ……略……</p> <p>5 法附則第15条第<u>44項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>6 法附則第15条第<u>45項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項</u>、</p>

<p>第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>	<p>第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。